

令和2年度第3回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和2年(2020年)12月22日(火)

14時00分～16時00分

場所：滋賀県農業教育情報センター1階第3研修室

出席委員：

12名中8名出席

出席：荒木委員、内海委員、櫻井委員（代理：徳丸様）、籠谷委員、酒井委員、中村委員、
西野委員、前畑委員

欠席：石川委員、石谷委員、畑田委員、山崎委員

議題： 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案について
ハマエンドウ生育地保護区（2か所）の指定案について

配布資料

- 次第
- 委員名簿・配席表
- 資料1 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案（概要）
- 資料2 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想変更案への意見対応結果
- 資料3 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案
- 資料4 重要拠点区域と生態回廊の変更案
- 資料5 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想に係る答申案
- 資料6 ハマエンドウ生育地保護区（2か所）の指針案（和邇今宿、近江舞子）
- 資料7 ハマエンドウ生育地保護区の指定案に係る答申案
- 参考資料 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
- 滋賀県環境審議会条例

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和2年度第3回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中8名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長代理の参事が挨拶を行い、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題： 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案について

<事務局から滋賀ネットワーク長期構想の変更案について説明を行った>
事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

資料2の整理番号の3番、モニタリングの成果を活用して云々の部分について、資料3の5ページの「3 長期構想の期間および点検・見直し」のところで、どのようなモニタリングかどうか分からないが、調査結果に基づいて見直しをしましたという内容を記載いただいているが、この中で「3 長期構想の期間および点検・見直しの下から4行目、特に今回の見直しにおいてはというところで、生き物総合調査の重要植物群落の調査結果を活用しましたという記載があるが、重要植物群落の調査というのはおそらく、ポイントポイントで調査されているような形で、滋賀県の現存植生の面的な見直しということはされていないと思う。今回の重要拠点の見直しで一部減ったり、増えたりしたところがあると思うが、このような記載では、植物群落の調査の結果をどのように活用された結果、あのような見直しになったかというのが分かり兼ねるのでその辺りの説明をお願いしたい。

事務局：

おっしゃるように重要植物群落による見直しに限定していない。

エリアの範囲の見直しということになっているので、その中の重要植物群落の辺の情報をもとにそのエリアで何を重視するかという認識でのエリアの見直しである。

委員：

そういうことであれば、見直しについて、考え方としてそういうことを書いておいたほうがよいのではないと思う。点検見直しのところに特に活用しましたと書いてあり、そうであれば、群落調査の結果で、そのエリアの見直しをされたというふうに読めてしまうので、その辺りは追記していただいたほうがよいのではないか。

それから、29ページに霊仙山の話が書いてあるが、ここでどうして見直しをしたのかということに対して、先程、中井先生の方から説明があったように、ヤブツバキクラスの代表植生については除外したと書いてある。二次林だから除外されたということだが、二次林だから、ビオトープとして重要性が低いとは必ずしも言えないのではないかと思う。

比良の方も、稜線沿いの、ブナ帯の代償植生を追加して、ヤブツバキクラスを削ったという形になっていたと思うが、確かに植生の自然度から言えばブナ帯の二次林の方が上なのかもしれないが、その生態系としてビオトープを考えた場合に、ヤブツバキクラスの二次林だから、重要性がないというのは、少し疑問がある。二次林だから除外しましたというのは書き方として足りないのではないかと思うのだが、いかがか。特に霊仙山の西側については、猛禽類が営巣しているし、あと石灰岩の地帯があるところなので、陸生の貝類も珍しいものがあるはず。霊仙山の西側を外した理由をもう少し明らかにすべきではないかと思う。

事務局：

区域ごとに見て行ってヤブツバキクラス域だから重要でないという考え方ではない。その区域で何がビオトープとして構成されているかによって決めているので、その区域の範囲の選び方の考えが分かる書きぶりを考えたい。

委員：

霊仙山は、山のほうが、重要拠点区域になって、西側が外れたということだが、重要拠点区域から外れたことによって何か扱いが変わるとかそういうことはあるのか。

事務局：

長期構想をどう活用するかということについては、前回は触れさせていただいた。開発行為が計画されているときに特別に配慮を求める根拠の1つとなるが、重要拠点区域から外れたことによって、そのような根拠にはならなくなるということかと思う。

委員：

5ページの滋賀県の自然環境の検討と課題のところ、北湖の第一湖盆での貧酸素化…と書かれているが、最近の話題としてはそうではあるけれども、自然環境の現状と課題というふうに考えてみると、古くからある問題があって、それから最近の問題があるというように、時系列で書いていただいたほうが、理解しやすいかと思う。ですから例えば、外来魚の問題が最初にあって、その次に、外来植物の話があって、それから最近の問題として、北湖の第一湖盆での貧酸素化が起こっているというような形で表記頂けるとよいのではないかと。もう1点は、ビオトープを7つに分けたときに、琵琶湖水域ビオトープ、湖岸域・内湖ビオトープ、田園域ビオトープ、これら3つとも水の中の生き物とその水辺生物との関連について記載されているが、理屈・教科書的に考えたらこのビオトープというのはこういうようになっていこうと思うが、滋賀県のビオトープネットワーク構想という点では、どこが特色かと言うと、琵琶湖と周りの田んぼ、琵琶湖と内湖、琵琶湖と河川というのが、それが大きな柱の一つになると思う。そここのところの書きぶりが少し軽いかと感じる。例えばパラグラフを変えるとか、具体的に言うと、10ページの田園域ビオトープのところ、琵琶湖と田んぼとのつながりっていうのが真ん中ぐらいのところ、「琵琶湖の周辺に位置する耕作地は…」と掲げているが、明示的じゃない。せめてここからグラフを変えたりすると、琵琶湖と田んぼとの関係っていうのは、別に新たに認識しているのですよという姿勢が出てくると思う。その他にも16ページ、⑦河川・河畔林域ビオトープのところ、琵琶湖との連続性っていうことが書かれているかということ、全く書かれていない。琵琶湖とその河川との連続性っていうのは、ここではすっぱり抜けてしまっている。

次に17ページの(2)生態回廊(エコロジカル・コリドー)の考え方の下から2行目に生態回廊としては、河川以外にも湖岸沿いの水辺エコトーンがあるのだということを書いていたが、42ページの(2)生態回廊(エコロジカル・コリドー)とあるが、ここには全く琵琶湖と周りの田んぼとの繋がりとか湖岸沿いのエコトーンについての言及というのが皆無になっている。こういった形で前にはちゃんと書いているのに、後ろの方ではきちんと言及されていないところがある。なぜそういったことが起こるかということ

42 ページの具体例には、河川しか挙がっていない。でも実際には、自然環境保全課の事業ではないかもしれないが、魚のゆりかご水田の事業というのは、県としてやっているわけだから、そういうものを追加してもらえれば、生態回廊といったときに、琵琶湖と田んぼのつながりというのを言及することができると思う。

それから 19 ページに (2) 指標種の選定 ①ビオトープタイプを特徴づける指標種として、琵琶湖水域は、鳥、魚、それからなぜかユスリカが入っているが、貝が皆無である。琵琶湖の固有種がまったく入っていない。ここに、貝ぐらいは入れていただきたい。ちなみにアシマダユスリカではなく、アシマダラユスリカである。もう 1 つ、湖岸域・内湖についても、これは陸生動物、陸生昆虫のみである。せめてここにも、水生動物や水生植物の追加をお願いしたい。

事務局：

指標種については、水生昆虫などの追加について検討する。また、琵琶湖と河川との繋がりについてももう少しわかるように追加させていただきたい。

委員：

指標種の考え方が主にビオトープタイプを代表する種というお話であったが、ざっと見ると、確かに代表している種もあるのだと思うが、植物が一切入っていないような気がする。ビオトープの基本は植物だから、植物も入れたほうがよいのではないか。

資料 2 の回答の内容で、私が意図していたこととは違うようなのがあって、18 番の土木交通部が、生物環境アドバイザー制度を設けて、いろいろと県の対策をとっていることは、知っているが、私は、土木交通部以外でというふうに言ったと思うのが、農政水産部や、県で公共事業をされているところは、いくつもあると思うのだが、このビオトープネットワーク長期構想というのは、琵琶湖環境部の自然環境保全課が作成するものだと思うので、当然、琵琶湖環境部さんが所管されている事業については、これを念頭に置いて配慮していただけるものと思うが、県全体として、土木交通部や農政水産部を含めた県全体、もう少し広く言えば市町村も含めて、ビオトープに配慮して事業を行っていただけるように、県知事がトップダウンでこういったものを作ったので、配慮してくださいというようなことができるのかということも聞いたのだが、自然環境保全課に聴いても、お答えいただくのは難しいかもしれないが、せっかくビオトープネットワーク長期構想を作るのだから、ぜひ有効に使ってほしいという期待も込めて、そういった公共事業での配慮をしていただきたい。

それから生態系を活用した防災減災の件だが、私の不勉強で、生態系が持つ機能の中にその防災とか減災の機能があるということは知らなかった。具体的に生態系のどのような機能が防災減災に役立つのかを教えていただけませんか。

事務局：

49 ページに生態系を活用した防災減災という箇所、自然災害に強い森林整備をすることや斜面崩壊の防止や緑地の確保による雨水浸透の促進により浸水被害の緩和などを記載している。野生動植物が生息・生育する環境になり、なおかつ、防災減災にも役立つということである。

委員：

前回は申し上げたが、要するに、土木的な手法の工事において、調整地を作るとか、斜面に木を植えるなどをすることで、防災減災することができるというのはよいと思う。

しかし、それは人間が行った行為であって、その生態系の機能を活用したということにならないのではないかと思う。結果として、生態系が回復したりとか、多様性が増加したりとかいうことは当然、車の両輪という意味であると思うが、生態系を活用して防災、減災という記載の仕方に、それはつながらないと私は思う。

委員：

最近、生態系を利用した防災減災とか、グリーンインフラとかそういう言葉が使われていて、それは、例えば、木を植えたりする場合もちろんあると思うが、そこにある植物を切って、ダムや堤防をつくるのではなくて、そこにある植物を切らずに、それをそのまま防災施設としてあったほうが、長期的な面や多面的な機能としてはよいのではないかというような考え方であって、生態学的な考え方からすると、そこにある生態系をできるだけ生かして、防災減災に繋げていく。そこを更地にしてしまうと、防災機能が落ちるので、ここは森林等を残しておこうというような考え方だと私は理解している。そういった考え方は、割と新しい考え方だと思うのだが、逆に気になったのは、資料の4ページに新しい動きとして、防災減災や人獣共通感染症などを、入れ込んでいただいて、新しい問題に言及していただいている、そういうところは素晴らしいと思うが、具体的に、どうなのかということが、わかりにくいのではないかと思っていて、例えば防災減災に着目するのであれば、そこに何が生えているとか、どういう貴重な植物がいるかということよりも、そこが、災害が多い地域で、その森林の下に守らなければいけない場所があるとか、川の氾濫しやすい場所であるとか、防災上重要な場所っていうことで、森林を残す場所っていうのは、防災の観点から選ぶものと、生物多様性の観点から選ぶものとは違うと思う。

人獣共通感染症についても、そういう問題への配慮っていうのは当然大事になってくると思うが、最後の段落のところでは、人獣共通感染症が問題なので、ではどうするのかというのが、ビオトープの保全再生ネットワーク化なのかと言うと、ちぐはぐな感じがする。なので、このあたりの記載については、防災の観点から選ぶものとビオトープ保全の観点から選ぶものっていうのは違ってくると思う。この構想自体は、滋賀県の特徴ある生態系を残して、将来、防災も含めて活用できるように残していくっていうことだと思う。なので、ここで、あまり防災減災についてそこまで、説明しなくてもよいのではないかと思うので、無理に結び付けようとせず、メインとして、滋賀県の特徴ある生態系をそれぞれできるだけ残していくっていうようにしたほうがよいのではないかと思う。

事務局：

49 ページで、基本的に流域治水ということも考えて、滋賀県のすぐれている取り組みとして、遊水地や水田で保全・再生、湿地の利用という形の中で、治水の機能も補完され、

その結果、生態系も保存されるという考え方であり、こうした考え方は、環境省でも提唱されていることなども踏まえ、記載させていただいている。

委員：

東日本大震災が起こった後に、強大な防波堤をつくるって議論の中で、二本松が残った森林が津波から町を守ったことや、干潟が広がっていたところの集落が守られたというところから、言い方が広がっていたところの集落が守られたというところから、巨大構造物の防災よりは、自然生態系があるそのものを生かした防災を考えるべきだとコンセプトの中から生まれてきた考え方だと思うので、ぜひ取り入れていただきたいと思うが、先ほど酒井委員がおっしゃったように、もう少し具体的な部分もあれば、書き込んだほうがよいのではないかと思う。

事務局：

先程の中村委員の質問の中で、植物が入ってないっていう話があったが、7ページのビオトープのところ、代表的な植生で選定しているので、指標種のところでは、植物を除かせていただいている。

次の生活環境アドバイザーの話において、整理番号18の回答で土木交通部は…ということで記載させていただいているが、実際、農政水産部も琵琶湖環境部も同様に生物環境アドバイザーの制度を利用し、事業させていただいているので、県整体的に公共事業に配慮させていただいている。

それから53ページの市町への取組というところで記載しているとおり、市町にも要請をしながら、実施していくように記載させていただいている。

委員：

人獣共通感染症のことに、マダニが大量発生して、それが猫に感染して、それから人のほうに感染してくるといふかなり重篤な疾病なのだが、万葉の時代から、つつがなくお過ごしですかっていふような言葉があるように、ツツガムシっていうのは、マダニのことで、万葉の時代からいたわけで、むしろビオトープ構想が充実すればするほど、非常に豊かな生物多様性のモデルができ上がってくる、それを狙っている。そうすると当然そういうふうなマダニも生きていき、地方に入ってくるとそれだけ取上げて、我々人間のほうに感染してくるからということ、どこかに制限を加えるっていうことになってくると、現在まさにマダニを大量に運んできているのは何かと言うと、野生イノシシと野生の鹿である。その2種類が大量に生息し始めた原因は何なのか。それはビオトープが出来たから減ると、私は思わない、逆に増えてくるのではないかと思う。

人獣共通感染症とビオトープ構想は、何か違うところで述べられているような気がするので、あえて入れる必要はないのかなと思う。

事務局：

おっしゃる通り、生き物が豊かになってくると、一方でリスクが出てくる。おっしゃるように方向性としては、反対を向いている面もあると思う。いい書きぶりがあれば、ご提案いただきたい。

委員：

マダニに加えて山ビルも検討いただきたい。山ビルが北へ北へと移動していき、伊吹山や旧浅井町を中心に最近増えており、かなり被害に遭っている。

委員：

資料1の表に環境基本法あるいは琵琶湖保全再生法、生物多様性基本法が入っているのだが、これに自然再生推進法は入れてもいいのではないか思うのだが、いかがか。

事務局：

琵琶湖保全再生法などは、関わりがあると思う。確認してみる。

委員：

22 ページのCの重要水域の最後になるのだが、これがヨシ群落、内湖、砂浜になっているけれども、岩礁湖岸というものを追加してほしいと思う。具体的には、37 ページの下から2行目に、「重要な生息地・個体群：琵琶湖岩礁湖岸の昆虫群集」と書かれているが、琵琶湖の湖岸景観というのは、大きく分けて、砂浜、ヨシ帯、岩礁湖岸になるので、それぞれに特有の水生生物群集が生息しているので、22 ページの琵琶湖岸の砂浜の後ろに岩礁湖岸というのも追加をお願いしたいと思う。もし植生がということであれば、ハンノキ群落が陸上植生で、水の中に、オオウラカワニナやヤマトカワニナなどの固有カワニナなども生息している。それから岩礁湖岸の水生昆虫群集では、シロタニガワカゲロウ、マルヒラタドロムシが生息しているので、それらの追加をお願いしたいと思う。

委員：

色々沢山の意見が出たので、一度事務局で整理していただいて、それをもう一度フィードバックしてもらって、最後に私にも見せていただくということではよろしいか。

それでは、答申に移るが、資料5の答申（案）を知事あてに提出させていただいてよろしいか。

（全委員異議なし）

それでは、このとおり答申することとする。

議題： ハマエンドウ生育地保護区（2か所）の指定案について

<事務局からハマエンドウ生育地保護区の指定案について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

事務局：

指定しようとしている生育地保護区は条例に基づくものになる。

参考資料にこれまでに指定されている場所を示している。湖西湖岸にハマエンドウが生育している場所が研究者から情報として得られている。ハマエンドウは、2015年版の県版のレッドデータブックでも絶滅危惧種に指定されているものである。1か所目は、和邇今宿である。2か所目は、近江舞子である。保護指針案をお示ししている。(3)生育条件維持のための環境管理の指針で、やってはいけないことは、土地の所有者もちろん、研究者と協議しながら、保護区に指定された後もどのように管理していくかを記載している。次の資料は、和邇今宿の生育地保護地区として考えている範囲である。

2か所目は、近江舞子である。(3)生育条件維持のための環境管理の指針で、土地所有者、地元の自治会、研究者、保護区として指定された後であっても、このような方々と県と一緒に環境の保全に努めていく。次の資料は、近江舞子の生育地保護地区として考えている範囲である。

委員：

いつごろから生育しているのか

事務局：

一部移植した個体もあると聞いている。

事務局：

資料では、保護指針にあるように大学の教員や琵琶湖博物館など多くの研究者が関わっているので、記載を専門の研究者の方々と協議しながら維持に努める等の記載へ修正させていただきたいと思う。

委員：

密度は多くないと思うが、それでも指定されるのはどうかと思う。

事務局：

保護区に指定された後に、どのようになっていくかを見守っていく必要はある。

委員：

近江舞子は、生育地のすぐ隣が駐車場となっており、踏みつぶされて、あっという間に消滅してしまう。よほど注意しないといけない。

和邇今宿は、民家の庭になっており、保護区の中も一般の方が入り放題である、縄を張っているだけでいいのか。

事務局：

ご指摘の箇所は民地なので、本来は自由利用できることを抑えて、協力していただくことになる。特に和邇今宿では、研究者の方が、珍しい植物がいるので、縄で囲っていることについても同意を得ている。幸い生き残っている場所なので、消滅しないように守っていくというスタンスである。

委員：

近江舞子は、狭い範囲なので、1つの集団ではないか。2つのエリアに分ける意味は何か。

事務局：

生えていないところについては、草刈りされて管理されているため、管理する上での制約がかからないように、生育地保護区の範囲から省いた。

委員：

植物が今後この場所で継続するかを判断することは難しい。衰退するような状況かもしれない。本当は、もう少し範囲を広めに取りの方が良いと思う。

委員：

狭い範囲なので、衰退する可能性は高いと思われる。

委員：

和邇今宿、近江舞子の2つは離れているが、遺伝的交流があるものか等の知見はあるか。

事務局：

生育範囲が断片的になっており、わからない。人が湖岸へ住むようになる前には、種子が流されて生育したなどの経過があるかもしれない。

委員：

近江舞子の個体群としておそらく一体に生育していたと思うが、その断片であると思われる。

委員：

資料7の答申案でよろしいか。

(全委員異議なし)

委員：

そのほか質問はないか。

委員：

34 ページ、堅田丘陵はあまり大きな場所ではないので、固有の種名を挙げないほうが良いのではないか。

委員：

今回の長期構想の見直しは、審議会で見直しはされないのか。

事務局：

7 ページで見直しをすることを記載している。条例第 9 条でも見直しの際には、審議会に諮ることとなっている。

委員：

他に意見が無ければ、事務局に進行をお返りする。

事務局：

今年度の自然環境部会は今回で最後になる。

本日は、長時間に渡り、御議論いただき感謝申し上げます。

これで、令和 2 年度第 3 回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。

以上